

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的と理念

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号 以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある風水害等災害に対処するため、本市、三重県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民、民間企業等が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な風水害防災計画の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を風水害災害から保護することを目的とし、本計画が目指す理念を次のように定める。

亀山市防災理念

市民と地域を守る災害に強いまちづくり



第2 計画の性格と構成

1 計画の性格

亀山市地域防災計画は、基本法に基づいて亀山市防災会議が作成するものであり、国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、さらに県の定める「三重県地域防災計画」と基本的な趣旨を同じくしている。

本市における災害に際しては国及び県と共同して対策事業にあたる必要があり、そのため、国・県の計画と本計画とは、十分に調整を行うこととし、国・県の計画の見直しが行われた際には、本計画の見直しも併せて行うものとする。

また、亀山市総合計画等他計画との関係について、本計画は、防災に関する総合的な計画であり、亀山市都市マスタープランとは、以下のような関係にある。

- 1 本計画による防災事業の実施に当たっては、総合計画に基づく「実施計画」において長期的な観点からその実現を検討していく。

2 本計画は、防災に関する計画であり、直接に計画に関係しない事業以外の事業については、関連計画において検討し、推進すべきとの立場から、詳細を述べてはいない。

3 都市基盤整備、道路や河川整備、要配慮者への対策及びその他の施策等に区分し、個別担当部・課において事業化を進める。

以上のような本計画の性格上、亀山市防災会議において計画の推進を図るとともに、事業の進捗に関する調整を行うものとする。

2 計画の構成

第1章 総則	第1節	計画の方針
	第2節	防災ビジョン
	第3節	防災関係機関の責務と業務の大綱
	第4節	組織
第2章 災害予防・減災対策	第1節	防災対策の推進
	第2節	減災対策
第3章 災害応急対策	第1節	災害対策本部機能の確保
	第2節	組織体制
	第3節	気象情報等の収集・伝達活動
	第4節	被害情報の収集・伝達活動
	第5節	広域的な応援・受援体制
	第6節	災害救助法の適用
	第7節	消火・救助・救急活動
	第8節	医療・救護活動
	第9節	緊急輸送機能の確保
	第10節	避難及び被災者支援等の活動
	第11節	救援物資等の調達・供給活動
	第12節	遺体の取り扱い
	第13節	防疫・保健衛生
	第14節	社会秩序の維持
	第15節	ライフライン施設の復旧・保全
	第16節	被災者への情報伝達
	第17節	二次災害の防止
	第18節	災害義援金等の受入・配分
	第19節	文教等対策
	第20節	水防及び土砂災害対策
	第21節	農作物等の被害軽減対策

第3章 災害応急対策	第22節	特定自然災害・突発重大事故対策
第4章 復旧・復興対策	*地震災害対策編を参照。	
第5章 重大事故等対策	第1節	危険物施設等の事故対策
	第2節	航空機・列車事故等突発災害への対策
	第3節	環境汚染事故等対策
	第4節	原子力災害対策
	第5節	火災対策

第3 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、修正するものとする。

- 1 国及び県における各種の計画が修正又は変更されたとき
- 2 本市に災害が発生し、計画に修正が必要と認められたとき
- 3 各種事業が進捗し、新たな目標を定める必要が生じたとき

第4 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害対策本部・・・亀山市災害対策本部をいう。
- 2 警戒本部・・・亀山市地震災害警戒本部（東海地震警戒宣言時）をいう。
- 3 県災対本部・・・三重県災害対策本部をいう。
- 4 地方部・・・三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 5 地域防災計画・・・亀山市地域防災計画「風水害等対策編」をいう。
- 6 防災関係機関・・・国（指定地方行政機関、自衛隊等）、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 7 要配慮者・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で災害対策上、特別な支援や配慮が必要な者をいう。
- 8 避難行動要支援者・・・本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する

者をいう。

- 9 災害医療救護班・・・災害時における医療（歯科）救護に関する協定に基づき、一般社団法人亀山医師会（医療救護班）、一般社団法人亀山歯科医師会（歯科医療救護班）、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会（薬剤師班）として編成する組織をいう。

第5 計画に関する周知と習熟

本計画は、防災に関わる機関・職員のみでなく、市民、企業なども含め、できる限り広く周知を図らなければならない計画であり、本市においては多様な機会を活用して、本計画に定められた内容の周知を図るとともに、職員や防災上重要な施設の管理者は、風水害等への対処のため、本計画の習熟に努めなければならない。

第2節 防災ビジョン

第1 計画の基本的な目標

計画の目的と理念を実現していくための基本的な目標を次のように定める。

計画の基本的な目標の詳細については、「地震災害対策編第1章第2節第1」を参照。

1 災害に強いまちづくり（都市）

地震、火災、台風、がけ崩れ、地すべり、水害等、災害の要因は多数ある。

これらの災害に対する都市防災上の課題は多様であるが、長期的な観点から災害発生時に被害を最小限に抑えるためのまちづくり、要配慮者支援を行いやすいまちづくりに取り組む。

また、災害時にも可能な限り市民生活を支えることのできるライフライン（上水道、下水道、電気ガス等）の整備を促進する。

- 1 災害による被害を発生させないまちづくり
- 2 安全ゾーンを持つまちづくり
- 3 要配慮者支援を行いやすいまちづくり

2 災害に強い人づくり・地域づくり（人・地域）

災害時には、「自分の命は自ら守る」ことが重要となるが、更に、地域相互の助け合いや地域と企業、地域の助け合う体制づくりに取り組む。

- 1 災害に常に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり
- 2 災害時の地域相互支援体制の強化

3 迅速な応急体制と救出・救護体制の強化（組織・活動）

情報通信体制の整備、防災機関における応急活動のための初動体制の強化などに取り組み迅速な応急体制の確立に取り組むとともに、ボランティアの受入体制を確立する。

また、人命の尊重を第一義として応急対策活動を推進するため、救助・救出用資機材の備蓄と、これら資機材に関する習熟などの取り組みを進める。

- 1 災害時における情報収集体制の強化と迅速な応急体制の確立
- 2 ボランティア受入体制の強化
- 3 救助・救出用資機材の整備と習熟

第2 施策の基本的な枠組み

本市における施策の基本的な枠組みを以下のように設定し、これらの施策を総合的・長期的な観点で推進するものとする。

1 災害による被害を発生させないまちづくり

地震や風水害などの自然災害の原因を除去することは困難であるが、風水害等災害による被害を発生させない都市づくりに取り組むために、次のような施策に取り組む。

本市の特性を考慮すると、次のような分野が主な対象となる。

- 1 がけ崩れ等の土砂災害防止対策
- 2 地盤災害防止対策(盛土箇所、山崩れ・がけ崩れ注意箇所等)
- 3 ため池・河川堤防などの改修等による流下能力の向上
- 4 市街地における秩序あるまちづくりの推進

2 安全ゾーンを持つまちづくり

1 本市の市街地においては、旧関町地内における国の重要伝統的建築物群保存地区を含め木造家屋が密集しており火災の危険性や延焼による被害拡大の可能性が高い。

また、道路の幅員が狭く屈曲しているために、消防活動に支障をきたすばかりでなく、災害時の建物の倒壊による被害の危険性も高い。

なお、新しく整備された住宅造成地や工業団地においては、切土・盛土した造成地になっているため、災害時に土砂災害等に結びつく可能性も否定できない。

2 広い道路や公園は、平常時には輸送手段や潤い空間として機能し、災害発生時には、避難・救援・救護活動や消防活動等のためのルートや拠点となるほか、火災に対する延焼遮断帯としても機能し、さらに、一時的な避難のための安全ゾーンとして機能する。

同様に、避難所や防災拠点の整備を地域ごとに整備することで災害に対する安全性はさらに高まる。

このような安全ゾーンを豊富に持つまちづくりに取り組む。

- (1) 市街地や住宅地における安全ゾーン(広い道路、公園等)の整備
- (2) 市街地や住宅地における防災施設の整備
- (3) 災害時に延焼遮断帯・避難路・避難場所として機能する道路や、オープンスペース・緑地・農地などの保全と整備
- (4) 地域ごとの災害対策の拠点となる防災施設・設備や避難所等の整備

3 要配慮者支援を行いやすいまちづくり

健康な人にとって支障とならない段差なども、要配慮者にとっては自衛行動を妨げる大きな障壁となることから、災害時に、要配慮者を犠牲にしないために、すべての人が支障なく避難や自衛行動が取れるよう、「バリアフリーのまちづくり」を進める。

- 1 避難路、避難場所及び避難所の看板の整備及び要配慮者へのわかりやすさ・使いやすさに配慮したまちづくりの推進
- 2 段差の解消や各種公共施設における高齢者・障がい者等への配慮の推進
- 3 コミュニケーションを円滑に行うための取り組み

4 災害に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり

大規模災害発生時には、市民一人ひとりの力や、地域の力、さらに、企業の力が人の生命や身体を守るための重要な資源となる。

そのため、災害に備え、冷静に対処できるよう、市民・地域・企業に対し、啓発活動を行うとともに、相互に助け合う体制づくりを進める。

- 1 市民への啓発活動の充実
- 2 市民の防災訓練等への参加の促進
- 3 自主防災組織等による地域防災のための取り組みの推進

5 災害時の地域相互支援体制の強化

大規模な災害が発生した場合、市の保有する能力だけでは対処することのできない課題が発生することが予想される。

消火活動、救援活動、廃棄物対策など、それぞれの分野において他市町との連携を密接にとり、相互的な応援体制等を形成するための取り組みを進めるとともに、より広い範囲でも、同様の取り組みを進めていく。

- 1 相互応援協定等の締結
- 2 広域的な防災訓練の実施

6 災害時における情報収集体制の強化と迅速な応急体制の確立

本市における応急対策活動の中核は、災害対策本部であり、発災直後から迅速に活動に取り組むことのできる体制づくりを進める。

そのため、想定される災害に備えた緻密なイメージトレーニング、さまざまなケースを想定した訓練の実施、マニュアルの整備、さらには、各種施設・設備の整備とそれらの利用方法の習

熟等を平常時から実施する。

また、連絡・通信網の整備の推進を図るとともに、情報通信手段の重層化及びBCP(事業継続計画)の策定に取り組む。

- 1 職員による迅速な初動体制の構築と災害時の非常連絡系統の充実
- 2 広域的な防災訓練の実施による関係機関との役割分担の明確化や活動種別・事業種別ごとの責任の明確化
- 3 人的な被害を軽減するという観点から要請される各種活動(消火、救助、救急、医療、避難所開設と運営体制、保健衛生等)の重点的な点検、マニュアル化、施設や資機材の備蓄等の推進
- 4 無線通信施設及び備蓄倉庫等の充実
- 5 救助・救出用資機材の備蓄と使用方法の習熟等
- 6 防災機関、外部団体、民間企業及び福祉施設等との協定等の締結と相互的な支援方法の具体化

7 ボランティア受入体制の強化

行政の活動は、公平を基本としたものであり、災害時の被災者一人ひとりのニーズにきめ細かく対処するためには限界がある。

そうした際に大きな力を発揮するのが、ボランティアの活動であり、善意によるボランティアを円滑に受け入れる体制づくりを進めるとともに、ボランティアとなる市民を育成するための取り組みを進める。

- 1 ボランティア受入体制の充実
- 2 ボランティアの育成と環境整備
- 3 ボランティア組織のネットワーク化と活動への支援

8 救助・救出用資機材の整備と習熟

多様な応急対策活動の中でも人命の尊重という観点からは、消火、救助、救急、医療、救援及び避難所、保健衛生等の各種活動を重視して資機材の備蓄・整備に努める。

また、救助・救援体制を充実させていくためには、救助・救出用資機材の各地区への配備や活用方法等について、市民への習熟等を進める。

9 消防団の充実・強化

亀山市消防団は、13分団(内女性分団1・条例定数415名)で編成され、各団員においては、地域防災リーダーとして平常時の活動を行うとともに、災害時には、消火、救出救護、避難

誘導等の諸活動を果たす役割が大きいことから、発災時に適切な行動がとれるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- 1 組織力の強化
- 2 資機材の整備
- 3 訓練等による知識、経験の習熟等

第3節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任

防 災 機 関	実 施 責 任
市	<p>1 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>2 市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。</p>
県	<p>1 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。</p> <p>2 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。</p> <p>3 県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。</p>
指定地方行政機関	<p>1 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。</p> <p>2 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。</p>
指定公共機関及び指定地方公共機関	<p>1 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。</p>
公共的団体及び、防災上重要な施設の管理者	<p>1 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。</p> <p>2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県及び市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。</p>

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

本市の防災活動に関連する機関・団体の業務の大綱とする。

なお、本計画において特に定めていない機関・団体にあつては、「三重県地域防災計画」における規定によるものとする。

1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は避難指示(緊急)
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入に関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災市営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (22) 避難所・救護所の開設及び運営
- (23) 被災者への援助、給水、救助物資の供給、調達若しくは斡旋
- (24) 危険物貯蔵施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (25) 自主防災組織の育成・指導
- (26) ボランティアによる防災活動の環境整備
- (27) 災害対策に関する相互応援協定等の締結及び応援協力
- (28) 社会秩序の維持
- (29) 被災者の心身の健康管理や相談等

(30) 農畜産物等に対する応急措置

2 亀山市消防本部

- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

2 県の処理すべき事務又は業務の大綱

1 三重県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急措置
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の交通及び輸送の確保
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害復旧の実施
- (17) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (20) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 三重県警察（亀山警察署）

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出・救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等

- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

1 財務省東海財務局

- (1) 災害復旧事業における職員の査定立会
- (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
- (5) 金融上の諸措置

2 農林水産省東海農政局

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資機材等の円滑供給に関する指導
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
- (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

3 国土交通省中部地方整備局（三重河川国道・北勢国道事務所）

- (1) 災害予防
 - 1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - 2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - 3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - 4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施

- 5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - 6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - 7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
 - 8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有
- (2) 初動対応
- 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施
- (3) 応急復旧
- 1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - 2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - 3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
 - 4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
 - 5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - 6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - 7) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
 - 8) 所管施設の緊急点検の実施
 - 9) 情報の収集及び連絡
 - 10) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
 - 11) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

4 防衛省自衛隊

- 1 要請に基づく災害派遣
- 2 関係機関との防災訓練に協力参加

5 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社三重支店

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護

等のための回線疎通措置

- (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

2 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧を遂行する。

- (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地復旧救護等のための回線疎通措置
- (3) 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

3 KDDI株式会社中部支社

- (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

4 ソフトバンクモバイル株式会社

- (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

5 日本赤十字社三重県支部

- (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助
- (2) 救援物資の配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義援金の受付及び配分
- (5) その他災害救護に必要な業務

6 日本放送協会津放送局

- (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
- (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。
- (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

7 中日本高速道路株式会社（桑名保全・サービスセンター、津保全・サービスセンター）

東名阪自動車道・伊勢自動車道・伊勢湾岸自動車道・紀勢自動車道及び・新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

8 東海旅客鉄道株式会社

- (1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等
- (2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得て盗難等各種犯罪の防止

9 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
- (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
- (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
- (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
- (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理

10 中部電力株式会社三重支店（鈴鹿営業所）

- (1) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- (2) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- (3) 電力供給施設の早期復旧の実施
- (4) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

11 日本郵便株式会社（亀山市内の郵便局）

- (1) 災害時における郵便業務の確保
 - ア 郵便物の送達の確保
 - イ 郵便局の窓口業務の維持
- (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災者に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

12 独立行政法人国立病院機構

- (1) 所管する国立病院機構の病院において、医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

6 指定地方公共機関

1 公益社団法人三重県医師会

- (1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- (2) 医療及び助産等救護活動

2 三重テレビ放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる。

3 三重エフエム放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる。

4 三重交通株式会社

- (1) 災害応急活動のための車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- (2) 災害により、線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- (3) 災害における学校、病院等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

5 一般社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための車両借上げ物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車

6 一般社団法人三重県LPガス協会（三重県亀山市LPガス協議会）

- (1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

7 公益社団法人三重県歯科医師会

- (1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
- (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施

8 株式会社ケーブルコモンネット三重

災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。

- (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。
- (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。
- (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。
- (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。

9 一般社団法人三重県建設業協会(亀山支部)

- (1) 応急対策活動等に協力
- (2) 公共土木施設、都市施設、農地及び農業用施設、水道施設等の応急措置業務に協力
- (3) 倒壊住宅等の撤去活動に協力
- (4) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会議所等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力

2 一般社団法人亀山医師会

- (1) 「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、医療救護班を編成
- (2) 現地救護所における救急医療活動
- (3) 医療及び助産等救護活動

3 一般社団法人亀山歯科医師会

- (1) 「災害時における歯科医療救護に関する協定」に基づき、歯科医療救護班を編成
- (2) 歯科保健医療活動
- (3) 身元確認活動に協力

4 一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会

- (1) 「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、薬剤師班を編成
- (2) 医薬品等の供給及び保管管理活動
- (3) 医薬品等の適正使用に関する活動

5 一般運送事業所

災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対し、配車を実施

6 アマチュア無線クラブ(災害通信ボランティアネットワーク亀山)

- (1) 地震及び風水害等発生時における非常通信¹の提供
- (2) 災害情報の収集・伝達への協力

7 社会福祉団体及び社会教育団体

- (1) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布等に協力
- (2) 災害ボランティアへの応援要請とボランティアの受入に協力

8 日本赤十字社亀山地区奉仕団

- (1) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布等に協力
- (2) 医療救護及び助産救護活動に協力

9 亀山水道事業協同組合、指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店

上下水道施設の応急措置業務に協力

10 交通安全協力団体

車両及び避難住民の事故防止に協力

11 防犯協力団体

被災地域の防犯活動に協力する。

12 自治会・自主防災組織・地域まちづくり協議会

- (1) 災害情報の収集、伝達活動に協力

¹ (電波法第52条)非常通信：地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、有線通信を確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- (2) 出火の防止及び初期消火活動に協力
- (3) 救出・救護活動に協力
- (4) 医療救護活動に協力
- (5) 住民の避難・誘導・安否確認に協力
- (6) 避難所の運営に協力
- (7) 炊き出し、給水等に協力
- (8) 被害調査に協力
- (9) 応急復旧活動に協力

8 市民・自主防災組織・事業者の役割

1 市民

- (1) 市民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、「自らの身の安全は自ら守る」という自助の取組を実践し、家庭等において防災・減災対策を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市民は、地域において、自主防災組織、地域まちづくり協議会、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、「地域の安全は皆で守る」共助の取組に努めるものとする。

2 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織は、地域において県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

第4節 組織

第1 防災会議

防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市内の公共団体及びその他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、基本法第16条及び亀山市防災会議条例(平成17年亀山市条例第21号)の規定により市長が設置した附属機関である。

防災会議委員は、市長を会長として、指定地方行政機関の職員、県知事の部内の職員、県警察官、市職員、教育長、消防長及び消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者、学識経験のある者、市長が防災上、特に必要と認める者から28人以内をもって構成する。

第2 災害対策本部

災害対策本部は、市内に風水害等により災害が発生し、又は風水害等の災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため基本法第23条第1項より設置する機関であり、災害対策本部の構成及び組織は「亀山市災害対策本部条例(平成17年1月11日条例第22号)」の定めるところによる。

なお、災害対策本部を設置した場合は、水防本部の活動を包括する。